

三重県地域経済応援支援金(8・9月分)

令和3年8月の三重県まん延防止等重点措置および三重県緊急事態宣言発出に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の要請に伴い、特に厳しい状況にある県内の中小法人・個人事業者等の事業継続を支援するため、支援金を支給します。

1 対象事業者

三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者等であること

<飲食関連事業者>

主な要請	直接影響	間接影響
①飲食店休業・時短	飲食店、結婚式場	食品加工・製造、食器・調理器具、清掃、廃棄物処理、広告業、設備工事業、卸、仲卸、問屋、貨物運送、農業、漁業、生花店、司会業、接客派遣、ソフトウェア業 等
②酒類提供停止	飲食店(居酒屋・スナック等)、結婚式場 等	酒類販売(小売・卸)、酒類製造、運転代行業、接客派遣、生花店 等
③カラオケ利用自粛	飲食店(カラオケ喫茶・スナック等)、結婚式場、カラオケボックス、ネットカフェ 等	カラオケリース、カラオケ設備業、司会業、イベント出演者 等

<外出自粛等関連事業者>

主な要請	直接影響	間接影響
④外出・移動自粛	飲食店(食堂、喫茶店、屋台、テイクアウト店等)、宿泊業、タクシー・バス、レンタカー、ガソリンスタンド、土産物店、映画館、カラオケ店、雑貨店、アパレル、旅行者、観光業者、生活関連サービス業(理美容、エステ、スポーツジム、学習塾、冠婚葬祭、クリーニング、銭湯等)、アウトドア業(キャンプ場、ゴルフ場、遊渡船業) 等	食品・加工製造、清掃、タクシードライバー、バスガイド、イベント出演業、卸、仲卸、貨物運送、広告業、ソフトウェア業、アウトドア用品販売 等
⑤イベント自粛	キッチンカー、イベント業、広告、イベント出演 等	ソフトウェア、レンタル業 等

2 主な支給要件

令和3年8月、9月、それぞれの売上が、前年又は前々年同期比で**30%以上の減少**があること ※ただし、三重県が実施する他の協力金との併給は不可。

50%以上売上が減少している事業者は、国の「月次支援金」を併せて利用できます。

「月次支援金」ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

「月次支援金」申請相談窓口 TEL:0120-211-240

3 対象月および支給金額

令和3年8月、9月、それぞれの月において、1事業者あたり、各月の売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した(※)金額を以下を上限に支給

売上減少率	30%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上
中小法人等	10万円	20万円	30万円
個人事業者等	5万円	10万円	15万円

(※)国の月次支援金の給付を受けた場合

4 申請受付

令和3年**10月上旬**：申請要項の公表、申請受付開始(予定)

5 支援金に関するお問い合わせ

三重県地域経済応援支援金 事務局

(TEL: 059-224-2838) 受付時間:平日9時から17時 ※土日祝日は除く